

## 川崎港港湾計画改訂における市民アンケート実施要綱

### (目的)

第1条 川崎港港湾計画改訂における市民アンケート（以下、「アンケート」という。）は、川崎港に対する市民のニーズを多面的に調査することにより、港湾計画を改訂する上での参考とすることを目的とする。

### (調査の設計)

第2条 調査の設計は、次のとおりとする。

(1) 調査地域

川崎市全域

(2) 調査対象

川崎市在住の満10歳以上の男女個人

(3) 母集団

住民基本台帳及び外国人登録原票

### (調査内容)

第3条 調査は、「個別調査」及び「属性調査」について行うものとする。

### (調査項目)

第4条 個別調査は、原則として次の項目について調査する。

(1) 川崎港に対する認識

(2) 利用状況と目的

(3) 現状の問題点

(4) 川崎港の目指すべき方向

2 属性調査は、回答者の属性を調査するもの（フェイスシート）とし、統計資料及び内容分析に使用するものとする。

### (調査結果の活用)

第5条 調査結果を関係各方面に周知するとともに、川崎港港湾計画改訂に活用するものとする。

### (個人情報 の 適正管理)

第6条 アンケートの実施にあたり、その事務に従事する者は、当該事務により収集した個人情報を、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重かつ適正に管理する。

### (統括的事務処理の所管)

第7条 アンケートに関する統括的事務処理は、港湾局港湾経営部経営企画課が所管する。

### (その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アンケートの実施に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成24年1月4日から施行する。